

(1) 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付1)

令和7年度住民税が名古屋市で課税される

いいえ

はい

定額減税前の令和6年分所得税額または令和6年度分住民税所得割額が発生する

いいえ

はい

本来給付すべき所要額（令和6年分所得税と令和6年度住民税の定額減税で控除しきれなかった額の合計額を1万円単位で切り上げた額）が、令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）の支給額を上回った

いいえ

はい

対象外

「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付1）」の対象と見込まれます